

公益社団法人日本金属学会 若手講演論文賞規程

(規程の目的)

第1条 この法人の表彰・奨励事業のうち、若手講演論文賞に係る事業の運用を公正かつ適切に行うため、理事会の決議により、この規程を定める。

(賞の名称)

第2条 この賞の名称は、日本金属学会若手講演論文賞とする。
2賞の名称を変更する場合には、理事会の決議を要する。

(事業の目的)

第3条 この賞の事業は、若手の春秋講演大会の一般講演発表内容およびポスター発表内容並びにその特集号の中で学術上、特に優秀な論文に対し授賞することを目的とする。

(対象論文)

第4条 この賞の対象とする論文は、次の各号の要件をすべて満たした原著論文とする。

- (1) 授賞の対象とする著者は、年齢 35 歳未満の春秋講演大会の一般講演発表者及びポスター発表者であること。
 春期大会： 3 月 1 日時点で 35 歳以下の発表者
 秋期大会： 9 月 1 日時点で 35 歳以下の発表者
- (2) 日本金属学会誌及び Materials Transactions の特集「講演論文」の掲載論文であること。
- (3) 日本金属学会誌掲載論文は、「学術論文」又は「技術論文」のカテゴリーに属する論文であること。Materials Transactions 掲載論文は、「Regular Article」又は「Express Regular Article」のカテゴリーに属する論文であること。
- (4) Materials Transactions に英文発表後 1 年以内に日本金属学会誌に投稿された論文若しくは日本金属学会誌に発表後 1 年以内に Materials Transactions に投稿された論文ではないこと。
- (5) 本会に著作権を委譲している論文であること。
- (6) その他会誌編集委員会又は欧文誌編集委員会並びに各種賞検討委員会で決議した要件。

(費用及び収益)

第5条 この賞の費用は、この法人の表彰・奨励事業収益で賄う。
2前項で費用を賄えない場合は、この法人の公益目的事業共通収益で賄う。
3前2項で費用を賄えない場合は、この法人の法人会計収益で賄う。
4前3項で賄えない場合は、この賞の事業を縮小する。

(会計)

第6条 この賞の事業に係わる予算及び決算は、理事会の決議を要する。
2前項の予算及び決算は、この法人の収支予算書及び正味財産増減計算書に記載する。

(事業の運営組織)

第7条 この賞の事業は、理事会の決議により、若手講演論文賞選考委員会を設置して、運営する。

- 2委員会の委員長は各種賞検討委員会委員長がつとめる。
- 3委員会の委員の構成及び委員の数並びに事業内容は、理事会で決議する。
- 4委員は当該分野の専門家の中から選任する。
- 5前項においてこの法人の会員以外も委員とすることができる。
- 6この賞の候補論文の著者と特別な利害関係がある者を、委員にしてはならない。

(委員会の業務の内容)

第8条 この賞に係る業務は次のものとする。

- (1) 募集に係る業務
- (2) 選考に係る業務
- (3) 授賞に係る業務
- (4) 結果の公表に係る業務

(募集)

第9条 この賞の応募要領は、この法人の会報及びホームページに掲載する。

- 2 内外の学会及び専門家の意見を参考にすることができる。
- 3 候補者は会員であることを要しない。
- 4 応募書類の具体的な記載内容は、別に定める。

(選考)

第10条 この賞の選考は、第7条に定める委員会があたる。

- 2 選考の基準は若手講演論文賞規則に定める。
- 3 選考結果は、委員会が各種賞検討委員会に答申し、各種賞検討委員会での協議を経て理事会に答申する。
- 4 理事会で、授賞論文を決定する。

(授賞)

第11条 この賞の授賞は、この法人の春秋講演大会時の機会に行う。

- 2 授賞は賞状とする。
- 3 授賞内容を変更する場合は、理事会の決議を要する。
- 4 適当な候補論文がない場合は、その年度は授賞しない。

(結果の公表)

第12条 この賞の授賞の結果は、本会の会報及びホームページに掲載する。

- 2 掲載事項は、受賞者名、所属、受賞対象及び受賞理由とする。受賞理由が明白な場合には受賞理由を掲載しないことができる。
- 3 公表時期は、受賞者が授賞を承諾した後とする。

(事業の終了)

第13条 この事業を財政的に継続する目処がたたなくなつた場合又は事業を継続する意義がなくなつた場合その他これらに準じる事態が生じた場合には、理事会の決議により、この事業を終了することができる。

(委員会の関与)

第14条 この規程に疑義が生じた場合は、会誌編集委員会及び欧文誌編集委員会並びに各種賞検討委員会で協議する。

(規程の改廃)

第15条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

(規則)

第16条 この規程の運用に必要な事項は、委員会の決議により、規則に定める。

附則

1. 平成 24 年 8 月 7 日 制定(第 880 回理事会決議) 論文賞からの分離
2. 平成 25 年 3 月 1 日 一部改訂(第 884 回理事会決議) 法人名称変更他